

警察庁旅費取扱規則第4条の規定による権限の委任等に関する訓令

〔最終改正 令和7.3.17 京都府警察本部訓令第7号〕

(委任)

第1条 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「規則」という。）第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる職員に、当該各号に定める権限に属する事務を委任する。

(1) 別表の左欄に掲げる職にある職員 同表の右欄に掲げる職員に対する旅行命令に関する権限

(2) 所属長 所管に属する旅行依頼に関する権限

(代理)

第2条 警察本部長に事故があるときは、総務部長が規則第4条第1項の規定により委任を受けた事務を代理する。

2 前条の規定により委任を受けた者に事故があるときは、別表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある職員にその職務を代理させる。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

委任する職員	代理させる職員	旅行者
部長		部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）に置く職にある者（部長及びサイバー対策本部長を除く。） 、部に置く所属の長及び監察官
課長	次席	課長を除く職員
室長	次席	室長を除く職員
隊長	副隊長	隊長を除く職員
所長	副所長	所長を除く職員
校長	副校長	校長を除く職員及び学生

署長	副署長	署長以下の職員
----	-----	---------